

内閣官房業務継続計画

平成 20 年 7 月

(令和 6 年 9 月最終改正)

内閣官房

目 次

第1章 総則

1. 背景と位置付け
2. 基本方針

第2章 想定する災害及び被害想定

1. 想定する災害及び被害想定（人的・物的被害）
2. 具体的被害想定

第3章 非常時優先業務及び管理事務

1. 非常時優先業務及び管理事務
2. 業務影響度分析
3. 参集要員の指定
4. 記録の実施体制の確立
5. 非常時優先業務等の実施

第4章 業務継続のための備え

1. 庁舎の安全確保
2. 備蓄
3. 帰宅困難者等への対応
4. 権限委任
5. 関係機関との連携

第5章 教育・訓練及び今後の検討事項

1. 教育
2. 訓練
3. 検討事項

第1章 総則

1. 背景と位置付け

中央防災会議は「首都直下地震対策大綱」（平成17年9月中央防災会議決定）及び「首都直下地震応急対策活動要領」（平成18年4月中央防災会議決定）を策定し、首都直下地震により、膨大な人的・物的被害の発生とともに、我が国全体の国民生活、経済活動に支障が生ずるほか、海外への被害の波及が想定されることから、政治、行政、経済の枢要部分を担う首都中枢機能の継続性確保が不可欠とし、首都中枢機関は、首都中枢機能の継続性確保のための計画を策定することとした。これを踏まえ、平成19年6月の中央防災会議において、各府省において業務継続計画を策定することとされ、平成20年7月に内閣官房業務継続計画（以下「本計画」という。）を定めた。

その後、平成23年3月に東日本大震災が発生し、首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能維持の重要性が一層強く認識されたことを受け、首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）が制定された。同法に基づき作成された「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」（平成26年3月28日閣議決定。以下「政府業務継続計画」という。）では、首都直下地震発生時における非常時優先業務の実施に係る政府の方針を定めるとともに、各府省においては、政府として維持すべき必須の機能である項目のうちから、当該府省の所掌に該当する事務を非常時優先業務として位置付け、これに必要な執行体制、執務環境等を定める省庁業務継続計画を作成することとされた。これに伴い、平成27年3月に本計画の改正を行った。

その後、平成28年4月には「中央省庁業務継続ガイドライン 第2版（首都直下地震対策）」が、令和4年4月には「中央省庁業務継続ガイドライン 第3版（首都直下地震対策）」（以下「ガイドライン」という。）がそれぞれ策定されたことを踏まえ、令和6年9月に所要の改正を行った。

なお、今後も引き続き、教育・訓練及び評価等を通じ、本計画の実効性を一層高めるよう継続的な改善を行っていくこととする。

2. 基本方針

内閣官房は、その責務を果たすために、政府業務継続計画に従い、以下の方針に基づいて非常時優先業務を行うこととする。

- ①内閣の機能を維持する。
- ②緊急事態の初動対処業務を遂行する。
- ③上記①及び②を行う上で必要となる参集職員を確保するとともに、庁舎等の維持

管理を行うなど、必要な執務体制を構築・維持する。

また、内閣官房に置かれている各部局においては、本計画等を踏まえ、業務継続を重要課題と位置付け、具体的な非常時優先業務を選定し、非常時に必要な業務執行体制、執務環境等を構築できるよう、通常時から事前の準備を行うこととする。幹部職員は、非常時優先業務の取組について進捗状況の報告を求めるなど、強いリーダーシップの下、深く関与することとする。

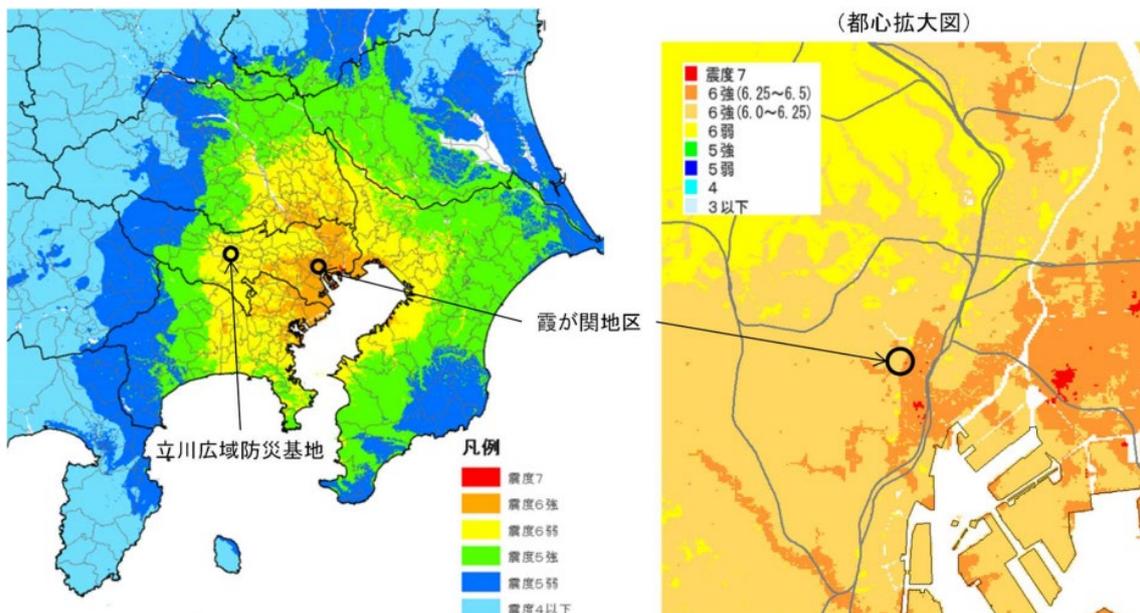
第2章 想定する災害及び被害想定

1. 想定する災害及び被害想定（人的・物的被害）

本計画においては、政府業務継続計画に沿って、中央防災会議防災対策実行会議首都直下地震対策検討ワーキンググループ（以下「首都直下WG」という。）から示された「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」（平成25年12月）において想定された首都直下地震（都心南部直下地震）を想定することとする。

（1）想定する首都直下地震の概要

- ①都心南部直下地震：モーメントマグニチュード7.3
- ②震度：最大震度7（震度分布は下図参照）



（出典：中央省庁業務継続ガイドライン 第3版）

(2) 地震の揺れによる被害

- ①揺れによる全壊家屋：17.5万棟 建物倒壊による死者 1.1万人
- ②揺れによる建物被害に伴う要救助者 7.2万人

(3) 市街地火災の多発と延焼

- ①焼失：41.2万棟 建物倒壊等と合わせて61.0万棟
- ②死者：1.6万人 建物倒壊等と合わせて2.3万人

(4) インフラライフライン等の被害

- ①電力：発災直後は都区部の約5割が停電。供給能力が5割程度に落ち、1週間以上不安定な状況が続く。
- ②通信：固定電話・携帯電話とも、輻輳^{ふくそう}のため、9割の通話規制が1日以上継続。メールは遅配が生じる可能性。携帯基地局の非常用電源が切れると停波。
- ③上下水道：都区部で約5割が断水。約1割で下水道の使用ができない。
- ④交通：地下鉄は1週間、私鉄・在来線は1か月程度、運行停止する可能性。主要路線の道路啓開には、少なくとも1～2日を要し、その後、緊急交通路として使用。都区部の一般道は瓦礫^{れき}による狭小、放置車両等の発生で交通麻痺が発生。
- ⑤港湾：非耐震岸壁では、多くの施設で機能が確保できなくなり、復旧には数か月を要す。
- ⑥燃料：油槽所・製油所において備蓄はあるものの、タンクローリーの確保、深刻な渋滞により、非常用発電用の重油を含め、軽油、ガソリン、灯油とも末端までの供給が困難となる。

(5) 経済的被害（約95兆円）

- ①建物等の直接被害：約47兆円
- ②生産・サービス低下の被害：約48兆円

2. 具体的被害想定

首都直下WGから示された「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」では、総理大臣官邸や中央省庁の庁舎が主に立地する東京都千代田区永田町、霞ヶ関などの地区は、周辺の低平地と比較して、相対的に固い地盤上にあり、地震動の増幅が小

さい領域に位置するため、耐震基準に適合している建物において倒壊などの大きな損傷が発生する可能性が低いとされている。また、この地区は電力、通信・情報システム、上下水道等が被災した場合でも、各事業者が優先的に復旧することとなっており、地震に対して一定の強^{じん}靱性を有しているものということができる。

しかしながら、内閣官房は、どのような事態に対しても、首都中枢機能の維持を図り、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小化するため、業務継続体制を維持する必要があることから、本計画においては1. に記載している首都直下WGが想定する震度分布や被害想定を念頭に置いた上で、政府業務継続計画と同様の考え方にに基づき、以下の被害を想定する。

- ①停電、商用電話回線の不通及び断水は、1週間継続する。
- ②下水道の利用支障は、1か月継続する。
- ③地下鉄の運行停止は、1週間継続する。JR及び私鉄の運行停止は、1か月継続する。
- ④主要道路の啓開には、1週間で要する。

さらに、内閣官房の各部局が入居している庁舎等のインフラに発生する被害は、おおむね以下のとおりであると想定する。

(1) 建物

内閣府本府庁舎、中央合同庁舎第8号館等の内閣官房の部局が入居する建物については、倒壊の可能性は低く、点検・片付け後に執務室の使用が可能と考えられる。

その他の庁舎についても、構造体の部分的な損傷は生じるが、補修等により使用可能な範囲の被害にとどまると考えられる。

(2) 電力

1週間は電力事業者からの電力供給が停止するものと想定しているが、内閣府本府庁舎、中央合同庁舎第8号館等については、非常用電源設備により7日間程度は一部照明が使用できる。

その他の庁舎については、使用できる照明の量、使用可能時間がより短い。

(3) 情報システム

ガバメントソリューションサービス（GSS：デジタル庁が整備する業務用PCやネットワーク環境）においては、商用電源及び商用電話回線が復旧されるまでの1週間程度の

間も、バックアップ回線のモバイル化によりインターネットは維持されており、クラウドサービスへの接続は可能と考えられる。

また、クラウドサービスにより保存されるデータは、同時被災しない関係を持つ異なるリージョン間で二重化することにより可用性を確保している。

その他の詳細は、「ガバメントソリューションサービス運用継続計画」（2023年5月23日デジタル庁策定）に従う。

なお、各部局における非常時優先業務の実施に必要な情報システムについては、各部局にて定める情報システム運用継続計画等に基づいて復旧を行うこと。

（４）電話

商用電話回線の不通は停電とともに1週間継続することが見込まれるため、一般の電話や携帯電話（通話）は停波や輻輳^{ふくそう}等によりほとんどつながらない状況になると考えられる。

中央合同庁舎第8号館等においては、非常用電源設備からの電力供給により、7日間程度使用が可能。

その他の庁舎については、数時間しか使用できないところもある。

発災時の通信手段としては、災害時優先電話¹、中央防災電話、衛星携帯電話、電子メール（送受信可能だが遅延すると想定されている）等が考えられる。

（５）上下水道・トイレ

内閣府本府庁舎及び中央合同庁舎第8号館については、受水槽に入居職員7日分の給水量を確保するとともに、7日分の排水を貯留できる災害時用緊急排水槽等が設置されている。

その他の庁舎については、上水の確保や排水槽の設置が行われているが、給水量・貯留量は半日程度のところもある。また、一部庁舎においては、受水槽等からポンプを利用して各フロアへ給排水する方式を採用しており、電力供給が停止した際に給排水が困難となる。さらに、下水管への直接接続により汚水を排水している庁舎もある。

¹ 災害時優先電話は、「発信」が優先されるものであり、「着信」については通常電話と同じ扱いとなる。

第3章 非常時優先業務及び管理事務

1. 非常時優先業務及び管理事務

首都直下地震が発生し、業務の遂行に必要となる資源が大幅に不足する状況下においても国民の期待に応えた災害時の行政活動を展開していくためには、あらかじめ真に業務継続が必要な業務を選定し、当該業務の遂行に必要となる資源の優先的確保を図り、有限な資源の効率的かつ効果的な配分等を計画的に推進する必要がある。

このため、各部局においては、政府業務継続計画が定める政府として維持すべき必須機能²に該当する業務について、次に定める業務影響度分析を行い、非常時優先業務を選定する。また、非常時優先業務を遂行するために必要な組織管理、庁舎管理等の管理事務を決定することとする。

2. 業務影響度分析

非常時優先業務の選定に当たっては、発災後の業務継続に支障が生じた場合に、支障時間が長くなるにつれてどの程度の影響が生じるか、業務影響度分析を行う。具体的には、発災後時間区分別に①社会への影響、②法令、規則、契約義務、信義則等への違反の有無、③内閣官房内又は他府省等の業務への影響の観点から、下表における「影響の重大性」を評価し、この結果、発災後おおむね2週間以内に「影響の重大性」がⅢ以上に達する業務を非常時優先業務とする。

表 「影響の重大性」の評価基準

影響の重大性	I	II	III	IV	V
	軽微	小さい	中程度	大きい	甚大
各業務の開始・再開が遅れることに伴う代表的な影響の内容	社会的影響はわずかにとどまる。 ほとんどの人は全く影響を意識しないか、意識をしてもその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。	若干の社会的影響が発生する。 しかしながら、大部分の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。	一定程度の社会的影響が発生する。 社会的な批判が一部で生じ得るが、過半の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。	相当大きな社会的影響が発生する。 社会的な批判が多く発生し、過半の人はその行政対応は許容できないと考える。	甚大な社会的影響が発生する。 大規模な社会的批判が発生し、大部分の人はその行政対応は許容できないと考える。

(出典：中央省庁業務継続ガイドライン 第3版)

² ①内閣機能、②被災地域への対応、③金融・経済の安定、④国民の生活基盤の維持、⑤防衛及び公共の安全と秩序の維持、⑥外交関係の処理に関する業務が挙げられている。

3. 参集要員の指定

非常時優先業務及び管理事務（以下「非常時優先業務等」という。）を実施する部局においては、あらかじめ定められた時間内に庁舎に参集すべき要員（以下「参集要員」という。）を指定するとともに、その名簿を作成する。なお、参集要員数は、1週間にわたり交代制で常駐するのに必要な人数であることに留意する。また、参集要員の異動があった際には、速やかに新しい参集要員の指定を行う。

4. 記録の実施体制の確立

発災時における非常時優先業務等に関する記録については、参集時間のずれにより、後から参集した要員が状況を迅速に把握するために必要であるとともに、後に類似の事態が発生した場合や、今後の業務継続体制の改善を図る上で重要な資料となることから、非常時優先業務等を有する部局は、記録の実施体制を確立すべく、参集要員等の中から記録要員を事前に複数名指定しておくなど、必要な措置を講ずることとする。

5. 非常時優先業務等の実施

（1）発生直後からおおむね3日目まで

首都直下地震の発生直後からおおむね3日目までの間、初動対応を含め各部局において選定された非常時優先業務等を実施する。

なお、初動対応として想定される業務は次のとおりである。

- ① 情報の集約、内閣総理大臣等への報告、関係省庁との連絡調整、政府としての初動措置の総合調整を集中的に行うために官邸対策室を設置する。
- ② 緊急参集チーム協議を行い、政府の初動措置に関する情報の集約等を行う。
- ③ 緊急事態に関し、政府としての基本的対処方針、対処体制その他の対処に係る重要事項について協議するため、必要に応じ内閣総理大臣又は内閣官房長官と緊急事態に係る閣僚との緊急協議を行う。
- ④ 閣議を開催し、緊急災害対策本部を設置するため、内閣府と連携しつつ所要の措置を講ずる。緊急災害対策本部は防災関係機関と災害応急対策等の実施状況等に関する情報を収集し、共有するものとする。また、首都直下地震による被害の状況及び災害応急対策の実施状況を把握し、防災関係機関に対し、災害応急対策の実施に関し総合調整を行う。
- ⑤ 社会不安の解消、国民による協力の確保等のため、関係省庁と連携して、緊急事態及びこれへの対処に関する状況について、記者会見、記者クラブへの資料配

付、ホームページへの掲載等により積極的に広報を行う。

さらに、管理事務は次のとおりである。

- ① 安否確認システム（地震発生時に、参集要員へ参集を指示するとともに、全職員が、インターネットにより自動送信された安否確認メールに対し、選択方式（本人・家族の安否、出勤の可否等）により回答することにより全職員及びその家族の安否等に関する情報が集約されるシステムをいう。）により、職員の安否等に関する情報を速やかに把握する。なお、当該システムを未導入の部局においては、同様のシステムを導入すること等により、職員の安否情報を把握する。
- ② 各部局が入居している庁舎や執務室の被害状況を確認し、異常がある場合には速やかに修理等を行い、業務に支障がないようにする。また、電気、通信、上下水道の異常の有無を確認し、異常がある場合には、バックアップシステムの稼働や代替手段の検討を行う。また、情報システムを適切に維持・管理する。

また、首都直下地震の発生時間帯ごとに各職員が取るべき行動は次のとおりとする。

① 勤務時間外に発災した場合

【参集要員】

参集要員は指示を待つことなく速やかに庁舎に参集し、非常時優先業務等を遂行する。その際、家族の安否を確認し、安否確認システム等に応答する。参集要員が参集することができない状況（本人・家族が被災し治療等の必要がある、参集途上において救命活動に参加する必要があるなど）にある場合、所属長に確認しその指示に従う。

【非参集要員】

参集要員以外の職員（非参集要員）は、家族の安否を確認し、安否確認システム等に応答する。参集が可能な場合は所属長に確認し、その指示に従うこととするが、連絡が取れない場合は、状況に応じて参集し、非常時優先業務等の支援に当たるなど、積極的に対応する。

参集が不可能な職員は公共交通機関が復旧するまでの間、連絡が取れるよう自宅等で待機する。待機の間は、安全を確保しつつ自宅周辺での救出・救助活動に携わるなど地域貢献に積極的に取り組む。

② 勤務時間内に発災した場合

非常時優先業務等に従事する者は、速やかに業務を遂行するとともに、併せて家

族の安否を確認し、安否確認システム等に応答する。

非常時優先業務等に従事しない者は、家族の安否を確認し、安否確認システム等に応答するとともに、可能な範囲で庁舎等の復旧業務、非常時優先業務等の支援に従事する。なお、帰宅する際は、帰宅困難者の大量発生により帰宅経路上での混乱が想定されることから、帰宅経路上の混乱が落ち着くか、公共交通機関についての情報が明らかになるまでの間はむやみに移動しない。

(2) おおむね3日目以降

首都直下地震の発生後おおむね3日目以降において、(1)の初動対応を継続しつつ、引き続き非常時優先業務等を実施する。

第4章 業務継続のための備え

1. 庁舎の安全確保

上述のとおり、内閣官房の部局が入居する庁舎等については、十分な耐震性を有しており、倒壊には至らないと想定されるものの、発災後、庁舎の使用に支障がないか速やかに被害状況を点検する。点検の結果、庁舎を継続して使用できないと判断された場合には、代替庁舎への移転を検討する。

各部局においては、負傷者の発生防止及び速やかな非常時優先業務等の開始のため、什器の固定を始め、通常時から必要な執務環境の確保を行うものとする。民間ビルに入居する部局においては、当該ビルの被害想定を事前に確認し、非常時優先業務等の執行可能な体制の整備を行う。

2. 備蓄

発災に備え、食料、飲料水、医薬品、毛布、簡易トイレ等に関して、参集要員の1週間分及び非参集要員の3日分の備蓄を行う。また、来訪者及び帰宅困難者の分の備蓄についても考慮するとともに、女性の視点や障害者等の多様なニーズを踏まえて、適切な備蓄を行う。

3. 帰宅困難者等への対応

災害が発生した場合の帰宅困難者等への対応について、庁舎内の来訪者及び庁舎内外の帰宅困難者等の一時収容場所として、中央合同庁舎第8号館1階エントランス及び講

堂等に受入れスペースを確保する。

また、庁舎内外の帰宅困難者等への災害情報の提供、備蓄物資の配布等について、非常時優先業務等の実施に支障のない範囲内で、可能な限りの支援措置を講ずる。

4. 権限委任

災害発生時に迅速に対応し的確に業務を遂行するために、組織内の業務が円滑に進むよう指揮命令系統を確立する。幹部職員が不在となる場合に備え、各部局においては、職務の代行者を事前に選任しておくこととする。

5. 関係機関との連携

首都直下地震発生時には、緊急災害対策本部を始め各府省と連携し、政府一体となって災害緊急事態に対処する必要がある。特に同一の庁舎を利用する内閣府との連携は非常に重要であることから、通常時からその連携を強化することとする。

各部局においても、非常時優先業務等の実施に当たり連携すべき関係機関を整理し、非常時の連絡体制を確認するとともに、非常時においても連携・協力を得られる体制を構築しておくこととする。

第5章 教育・訓練及び今後の検討事項

1. 教育

発災時に、適切かつ迅速に本計画を実行するには、通常時から全職員が本計画の重要性を十分に理解して自らが取るべき行動を認識する必要があるため、本計画を全職員に周知徹底し、発災時の自らの役割、対応について認識させる。特に、人事異動があった際は、本計画や関係機関の連絡先等を適切に後任者に引き継ぎ、本計画の実効性を維持すること。

2. 訓練

非常時における職員の即応力や本計画の実効性の向上を図ることを目的とし、以下のとおり、毎年1回以上必要な訓練を行う。

(1) 安否確認訓練

発災時に迅速な安否確認を行えるようにするため、安否確認システム等の運用方法

の確認及び応答訓練を実施する。

(2) 非常参集訓練

勤務時間外に発災し、かつ、交通機関が途絶した場合等における本計画の実効性を検証・確認するため、徒歩参集訓練を実施する。

(3) 各部局における非常時優先業務等の実施訓練

各部局は、通常時から所属する職員に対し、非常時優先業務等の重要性を認識させ、発災時に自らが取るべき行動を確認させておく必要がある。

このため、各部局は、部局内の職員に対し、定期的に非常時優先業務の訓練を実施する。その際、非常時に活用をすることが想定されている設備、機器については、通常時からその使用方法を確認するとともに、実際に使用ができるかの確認を行うものとする。あわせて、非常時優先業務等を行う上で必要となる関係機関等との連絡体制と方法についても確認を行うこととする。

訓練等の種類	目的・内容	対象者
安否確認訓練	安否確認システムの確認等	全職員
非常参集訓練	参集経路・時間の確認	参集要員
各部局における非常時優先業務等の実施訓練	様々な制約が生じている中で、目標時間までに適切な水準まで業務を実施できるかの確認等	参集要員

3. 検討事項

- ・官邸機能の立川広域防災基地への移転に伴う代替庁舎、職員の移動手段、宿泊施設等の確保について、関係省庁と連携を取りながら検討を進める。
- ・訓練の結果明らかになった課題等について、本計画及び各部局で行う非常時優先業務等の業務内容に的確に反映するように努める。